

をはかっていた。しかし牛を飼うには、飼料にする牧草が必要で、そのため相当広い土地を持っている上層農しか牛を飼えなかった。であるから、川之江の牛馬の数と農家の戸数をくらべてみると、牛馬の数の少ないのに驚かされる。

馬は主に乗用や運搬用に使われ、宿駅に常備されていたので、牛よりさらに数が少ない。奥下山村だけが人口の割に牛馬の数が多いたのが目立つ（第17表参照）。

第17表 江戸時代各村の牛馬の数

村名	年 代	牛	馬	村名	年 代	牛	馬
川之江村	元禄四年 一六九一	七六	一七	同	明治五年 一八七二	三一	一一
同	元禄四年 一七〇一	七七	四	妻鳥村	宝暦五年 一七五五	五八	四
同	享保七年 一七二二	九一	三	金川村	明治五年 一八七二	五五	五
余木村	同	六	一	同	享保七年 一七二二	一九	一
長須村	寛政九年 一七九七	一	一	三角寺村	享保七年 一七二二	一	一
山田井村	享保七年 一七二二	三六	一	半田村	寛政九年 一七九七	二二	(牛馬)
下分村	同	八五	四	下川村	同	二二	
上分村	宝暦三年 一七五三	五〇	一	柴生村	同	二二	
同	寛政九年 一七九七	四二	一四	奥下山村	同	八〇	二二
				領家村	同	一	一

三 天災と飢饉

(一) 川之江村天災の記録

江戸時代の天災 昔の人は、暴風雨とか洪水、旱魃、冷害を天災と言って、人間がどうすることもできない天が降した災いと考えていた。

予報技術もなく、未然に知らせるマス・コミュニケーションも未発達な江戸時代、それはある日突然やって来て、人間生活を根底からくつがえす悪魔のようなもので、まさに天災であった。

台風がもたらす暴風雨とか洪水の被害は、どんなに大きくても地域に限られていたが、長期に続く旱魃と冷害は、一地域にとどまらず、広範の地方に害が及び、稲作を基幹としている日本の農業は、まさに壊滅的打撃をうけるのであった。これは高温と水が必要とする稲作の宿命のようなもので、結果は凶作につながり、飢饉へと発展して行くのであった。

現在でも凶作はあるが、それが直ちに飢饉につながる。それは交通機関が発達し、中央政府がすぐに全国的な対応策をとれるからである。

ところが江戸時代は、小さな封建大名が分割支配していたので、そういう危急な場合には、各藩とも自衛のために、米や麦が他領へ流出しないように、穀留め（津留めと同意義）を発令して厳しく取締った。そのためある藩で大量の餓死者を出しているのに、そこからわずか離れた藩では餓死者皆無という事も有り得るのであった。

農業技術も進んでなく、かなり整備されて来たとは言え、灌漑設備も不十分だった江戸時代、ちょっとしたことで天災につながった。川之江村天災の記録 当時の川之江村の「大庄屋役用記」の中から、天災を拾い出してみると次のようになる。ほとんど三、四年おき、時には連年に亘って災害が続いているのに驚く。

川之江村の天災

- 明和七年 (一七七〇) 大旱魃、飢饉
明和八年 (一七七二) 六、七月洪水
明和九年 (一七七七) 八月暴風、洪水
天明六年 (一七八六) 八、九月暴風雨、洪水
文化四年 (一八〇七) 年貢未納、七月暴風雨、洪水
文化五年 (一八〇八) 六月暴風雨
文化九年 (一八一三) 旱魃、地震
文化十三年 (一八一六) 八月暴風雨
文政三年 (一八二〇) 洪水
文政六年 (一八二三) 旱魃、洪水
文政八年 (一八二五) 八月洪水、暴風雨二回
文政九年 (一八二六) 五月洪水、暴風雨
文政一〇年 (一八二七) 飢饉
文政一二年 (一八二九) 五月、七月暴風雨、洪水
文政一三年 (一八三〇) 飢饉、不作
天保三年 (一八三二) 飢饉、不作
天保四年 (一八三三) 旱魃、洪水
天保五年 (一八三四) 飢饉、不作
天保六年 (一八三五) 閏七月暴風雨、洪水
天保七年 (一八三六) 長雨不作、大飢饉

- 天保八年 (一八三七) 疫病流行、飢饉
天保九年 (一八三八) 飢饉、米価高騰
天保一一年 (一八四〇) 赤痢流行
弘化五年 (一八四八) 六月、八月暴風雨、洪水、高沙
嘉永二年 (一八四九) 地震
嘉永三年 (一八五〇) 洪水
嘉永五年 (一八五二) 旱魃
嘉永六年 (一八五三) 旱魃、大凶作
安政元年 (一八五四) 一月、寅年大地震
安政二年 (一八五五) 地震数回、飢饉、七、八月暴風雨、洪水
安政四年 (一八五七) 地震三昼夜、洪水
安政五年 (一八五八) コレラ流行
安政六年 (一八五九) コレラ流行
安政七年 (一八六〇) 長雨続凶作、七月暴風雨、高沙
文久二年 (一八六二) ハシカ、コレラ流行
元治二年 (一八六五) 旱魃
慶応二年 (一八六六) 八月二回暴風雨、洪水、凶作米高値
慶応三年 (一八六七) 大旱魃

〔川之江村大庄屋役用記より〕

この表の下から、当時の農民のうめき声が聞こえてきそうな気がするほどである。

天明六年(一七八六)の「役用記」に、八月に襲った暴風雨、洪水の報告があるので載せておく。

寛 一、田方稲作、三分通りの痛みと相見申し候

- 一、畑方木綿草、六分通りの痛みと相見申し候。その外諸作大痛に相成り申し候。
一、御普請取り、少々相痛み御座候。
一、御林、実植林、道松の内、少々あて所どころ風折り御座候。
一、御家一七軒御座候。その外過半痛み御座候。
一、船数艘、相痛み申し候。

右は当月二八日夜より風多く仕り、翌二九日明け六ツ時より、同九ツ時迄、大東南西風多く、洪水にて諸事大痛にまかり成り申し候。もとも御林、実植林、立木、風痛の分、追って相改め、書付け差上申すべく候。右御達し申し上げ候。以上

大庄屋川之江村 脇 文蔵
天明六年九月 同村組頭 助右衛門
同 五郎兵衛
同 吉右衛門
同 助 蔵
同 伝右衛門

- 三本 長五間半 目通五尺七寸廻 根起き
二本 長三間半 目通三尺五寸廻 同断
二本 長五間 目通六尺廻 根本より中折
一本 長四間半 目通四尺五寸 根起き
三本 長一間半 目通一尺廻 同断
花園山御林
一、同二本 (内容略)
是性庵山御林
一、松五本 (内容略)
片上山御林
一、同七本 (内容略)
長須通往還並松
一、松二本 (内容略)

続いて被害の内容、特に折れた立木の大きさを本数をくわしく報告している。当時は御林といって幕府、諸藩が直接管理した林はもちろん、百姓林のような一般農民の所有した山林でも、良材はみだりに伐採できなかったので、木一本一本の報告があったのであろう。

寛 城山御林

- 一、松木一六本 長三間
内 三本 目通り五尺廻 根起き
二本 長二間半 目通四尺五寸廻 中折れ

右は当八月二八日夜降雨仕り、翌二九日は朝より昼九ツ迄大風雨にて、御林の立木根起き中折に罷り成り候段、相改め御達し申し上げ候。以上

天明六年九月 大庄屋川之江村 脇 文蔵
同村組頭一同

是は御達し申し上げ候え共、重ねての風折に御伺い成らるべき由、仰せられ候に付、村方へ預り相成り申し候。

寛 弥八山実植林

- 一、松木二七本 (内容略)
- 大門山実植林
- 一、松 二三本 (内容略)
- 大門谷山実植林
- 一、松 一〇本 (内容略)
- 前条同文 大庄屋外
- 覚
- 浜手汐除、長さ一八五間の内、同蔵屋敷下
- 一、長さ二五間 石堤 一ヶ所
- 西浜出口
- 一、長さ 五間 石段附 一ヶ所
- 砂口浪切、長さ五〇間の内
- 一、長さ 四三間 石堤 一ヶ所
- 宮前門樋、両方の内
- 一、長さ 七間 石段付 一ヶ所
- 花園山南手
- 一、長さ 七間 石段付 一ヶ所
- 一、長さ 一〇間 石段付 一ヶ所
- 同前
- 一、長さ 一〇間 石堤 一ヶ所
- 川関通楠木の下
- 一、長さ 五間 石段付 一ヶ所

右は当八月二八日夜より翌二九年九ツ時□□大風雨高汐にて、諸作共相痛み候段、御達し申し上げ候処、又当九月二六日東風強く大雨洪水にて、御普請所迄、半はいたみ増し申し候に付き、委しくは相改め申候処、右の通り御座候。此の段御達し申し上げ候。以上

天明六年九月

村役人 ㊦

八月末の暴風雨で痛めつけられた痛手がまだなおらない一カ月後に、また、それを上廻る暴風雨がやってきて、ダブルパンチを受けたことがわかる。しかも九月の時には、高潮によって、浜手の堤防など石堤みがかなりやられている。その上、又々城山の御林の松木など、合計六五本が、折れたり倒れたりした事が、報告されている。

近年でも台風が上陸して来ることがあるが、木の周りが一メートル余りある木が何十本も、折れたり倒れたりしたような台風は見たことが無い。かなりひどいものだったことが想像できる。

この倒木はその後「木取材木に相成り申さず」として、農人町の小左衛門、新町の万右衛門、中須町の徳兵衛に、薪として入札し、落札させている。

慶応二年(一八六六)に襲った台風も、それに劣らず激しいもので、八月六、七日の暴風雨のため、大川にかかった橋という橋はすべて流れてしまい、その上満潮と重なって、切れた堤防から水が氾濫した。

山下、破砂子、古町から流れ込んだ水は、田畑だけでなく人家も浸水し、食べるもの、着るもの、寝るところを失って、救助を求める罹災者が、全村民の六割、三、五〇〇人にも達したとある。

この台風は日本を縦断するかどうかで東北まで抜けたため、米は全国的な不作となって、米価は平年の一五倍という前代未聞の高値になってしまったという。

村役人は直ちに対策を協議した結果、要扶助者三、〇〇〇人には一〇

〇日間の米の廉売(一日一人一合半三分一值引)を、極難渋人五〇〇人には、一〇〇日間の無料施米(一日一人一合宛)を行うことに踏みきった。

そのために必要な米五〇〇石の購入資金一八〇〇両を、村の上層村民六一名からの救援義金一二五四兩二歩と、陣屋からの拝借金三〇〇〇兩と、質場益金二〇〇〇兩でまかなったと、進藤直作者『伊予川之江村の研究』にある。

(二) 飢 饉

三大飢饉 天災と飢饉は表裏の関係で、天災があるとそれは大なり小なり飢饉につながった。大きな飢饉は世情不安を呼び起こし、支配体制をゆるがせることになるので、時の為政者はそれなりの努力をしているが、自然の猛威の前にはどうすることもできない時があった。

近世における三大飢饉といわれているのがある。享保の飢饉(一七三二〜三三)、天明の飢饉(一七八三〜八七)、天保の飢饉(一八三三〜三九)がそれである。

享保の飢饉は、霜雨が続いたあと、蝗や浮塵子が大量発生したための凶作で、主に中国、四国、九州など西国一帯に被害が集中した。

天明の飢饉は、冷害、洪水、浅間山噴火などの自然災害があいついだための凶作で、中国、四国、九州から始まって、東北地方に大きな被害を出した。

天保の飢饉は、異常気象が続いて、冷害、洪水、虫害、コレラなど七年に渡って続き、有名な大塩平八郎の乱などひきおこしている。

この三大飢饉以外にも、延宝天和、元禄、宝暦、慶応と、それに次ぐような飢饉がおこっている。

「飢饉は二年続く」と言われる。ひどい凶作で農作物のとれない年は、当然飢える人が多く、穀物の値段が高くなる。食べる物が無いため、栄養状態が悪く、それが疫病の流行を招く。ひどい時は来年のための種籾まで食べたという。今の日本では考えられないことであるが、餓死する者も多く、残った者も体力の衰え、疫病の流行などで耕作が手薄になり、収穫が減る。そのうちすぐにまた次の天災がやってくるということで、飢饉が長く続いたのであった。

享保の大飢饉 暖冬で春先から長雨が続き、麦に赤サビ病がでて不作となり、稲にも浮塵子が異常発生し、稲を食い荒してしまった。

今治城主松平定郷が、七月十三日、国分寺にある先祖の墓参に行く途中にあつた二か所の田が、帰りにには全く白くなっていたと「今治夜話」に書かれているくらい、ひどいものであったらしい。

中国、四国、九州の西国一帯に被害が集中し、特に松山藩の被害はひどく、一説によると六万二〇〇〇人の餓死者を出したと云う。

年貢は皆無と報告され、虫付被害の最も少なかった西条藩でも平年の五〇パーセントであった。

各藩とも幕府から回米を仰ぎ、他国から米麦や糠を買って急場をしのいだり、それだけではとうてい賄うことができません、多数の餓死者を出したのであった。

『今治拾遺』の享保十七年(一七三二)の項に糠を食べたり、救恤米を農民に下げ渡した事が次のように書かれている。

大坂榎下直にて、石につき一二匁ゆえ、追々申し遣す由。粉にはたきて食物とす。云々。当年は常と違い、五、六日無食の者は死す。云々。今治領細り高一万二千四百五十石とか聞こえし。内穀種三千俵、百姓へ下さるの由、飢人助け米、人数一万七千人、一日米五匁也。五匁にては助からず、荒海布少しあて下され、これにて助かるという。塩一と月三合つ下さる、云々。

うま郡は米一合つ下さる。百姓共、御境木の御名を拜せしという。飢饉で今治でも多くの餓死者を出しているのに、宇摩郡の領民(妻鳥、長須、半田、下川、柴生、下山、領家を含む)にだけは倍の合一の米を出しているのは、川之江には天領の村があり、そこには幕府の豊富な備蓄米を回していたからそれとの釣り合い、上と思われる。

天明の飢饉 天明二年(一七八二)から天明七年(一七八七)まで気象異変がつづき、とくに天明三年(一七七三)に浅間山の大噴火があり、被害を一そう大きなものにした。

この年は、真夏まで梅雨のような雨が降り続き、夏でも捨や綿入れを着なければならぬほどの寒さであり、その上に浅間山の大噴煙によって日光をさえぎり、東北地方を中心に大冷害に見舞われた。

天明六年(一七七六)には各地に大洪水がおき、川之江の災害については前述したとおりである。

『西条誌』(一八四二)の上分村の項に、次のような記事がある。

百姓 初右衛門

天明七未歳、飢饉にて餓死する者多し、初右衛門所持の田地残らず質に入れ、銀七百目を借り、村内難儀人へ割賦して貸し渡し、当難を凌がせける。斯く善行をなせし事、官所に聞こえ組頭並仰せつけらる。今はその家衰え

浮塵子はトビイロウンカであるらしく、中国大陸で異常発生して偏西風によって大群をなして東シナ海を渡って九州に上陸して来るのであった。

当初はなすすべもなく、鉦や太鼓をたたきながら、大声を出して鳥を追うように竿で虫を追っていたが、そんなことでおさまるはずがなく、困った時の神だのみで「神勅蝗禁庄稷法」という呪文を懸命にとなえていたという。「其虫水に浮きて川に流れ出るに、水の色も変わる程なり」と当時の記録にある。

進藤直作著『伊予川之江村の研究』に、虫供養のことが載っている。

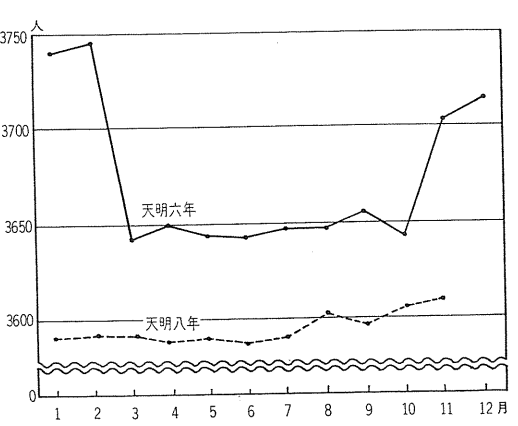
その頃の農民は、「この世に不幸を齎するものは悪霊である」と信じていたので、百姓は稲虫の害を避ける方法として神仏に御祈禱したものである。その祭が虫供養である。川之江では毎年々土用前の亥の日々、夕方から宝積寺八幡へ集って虫除けの御祈禱をしていた。この供養は、他領の「虫送り」行事と同質のもので、もとは川之江でも、寺から陸道を一巡して川据まで、鉦・太鼓で賑やかに虫を送り出したものらしい。

とあり『川之江村大庄屋役用記』の村中小入用銀(村役場の費用)の中に、いずれも銀九〇匁づつの虫供養代の予算をくんでいる。

そのうちに農民は、灯明の油の中に死んでいる虫を見つけ、予防法として、田の中に当初は魚油や菜種油をまいたらしい。後に捕鯨業が盛んになってから、鯨肉は食用に、鯨油は駆虫用として広く利用されるようになった。鯨油使用量は、土用前には一反に三合、土用後には五合程度使用されたらしい。虫害対策としての鯨油はかなり効果があった。

灌漑 宇摩地方は、背後に傾斜の急な高い山脈が、すぐ海にせまり、そのため川の長さは短かく、降った雨もすぐ流れてしまう。その上

第4図 天明6年(1786)、天明8年(1788)川之江村人口の推移



で、嫁一人後家にて暮す。天明の飢饉で餓死する者が多くいたことが、これでもわかる。第4図は天明六年(一七八六)の川之江村の人口を「役用記」からとってグラフにしたものである。一月に三七四〇人、二月に三七四

五人いた人口が三月になって、突然三、六四一人に減っている。小さな村で一か月に一〇四人もの人口が減ることは只事ではない。天明の飢饉と関係があるかどうかは不明であるが。

飢饉が終った天明八年(一七八八)の人口を比べても、その影響が推察できる。

(三) 災害対策

鯨油による駆虫 松山藩を中心に、西日本に大きな被害をもたらした享保大飢饉は、浮塵子による虫害であることは既に述べた。

瀬戸内式気候で雨が少なくてきているので、昔から水不足に悩まされてきた。

そのため溜池による灌漑が盛んで、どの村にも大小幾つかの池があった。少ない川の水の導水や分水についても、水の維持管理方法についてそれぞれ、細かい規定があった。

宝暦五年(一七五五)の金川村の「惣改帳」に次のような記事がある。

水賦り場所

前川筋の水は東繩へ賦り申し候

涼出水は 南繩へ賦り申し候

この水を夜七つ時より 昼八つ時まで上分村へ水遣し来り候

三角寺川筋の水は、南繩西内野繩賦り申し候 この川筋の内にて

大場牛手へ水分け申し候。この大場牛手を川之江村と妻鳥村を享保十二年、出入りに罷り成り候処、お慶にて 相済申し候。

夜七つ時の刻より 昼未の刻まで、六つ時の間 川之江、妻鳥両村へ水取り申し候。申の刻より 丑の刻まで六つ時の間、金川村へ水取り申し候。済証文取り替し仕り候。且又この大場牛手水上まで井上井とし、両牛手御座候。この

両牛手の水を 寅の刻より 辰の刻まで

三時の間、牛閘を切り落し、川之江妻鳥両村へ水とり申し候。己の刻より 丑

の刻まで八つ時の間、金川村へ水取り申し候。

猶また右三か所の牛手上に、大牛手と申す井手へ 水分け申し候。この井

手水を 今治領妻鳥村へ 朝の七つ時より 晩の八つ時まで 水取り来り申

し候。晩の七つより 朝の六つまで、金川村へ水取り申し候。証文取り替し

無く御座候。

金川村の中を流れる川の水だけでなく、自村内にある井手(農業用溜

池)の水や、涼川の湧き水まで、他村と話し合いによる協定を結んで分水していたことがわかる。

享保十二年(一七二七)に、分水をめぐって、川之江村、妻鳥村と水争いがあったことがみえてる。

川之江には、大きな農業用溜池としては飼谷池(半田村)と早苗出池(山田井村)があるが、享保七年(一七二二)の「長野家文書」によると、早苗出池は、寛文九年(一六六九)、飼谷池は寛文三年(一六六三)に造ったとある。飼谷池は半田村にあるけど、下分村の所有である。

そのようなことができたのも、寛文当時は半田村も、下分村と同じく天領で、松山藩主松平隠岐守の預り地になっていたからであるろうと思ふ。

雨乞い 今でこそ銅山川の水はトンネルによって、川之江に流れこんでいるけれど、当時は、山一つ隔てた向うに、いくら満々とした水が流れていようと、どうにもならなかった。

ちょっと日照りが続くものなら、田畑は無惨にも地割れが出来、作物が枯死するのを、手をこまねいて見守るより、仕方がなかった。

農民ができることといったら神に祈るしかなかったのである。

『今治拾遺』六之巻の中に次の記事がある。

同年(享保九年)五月二十五日、宇摩郡御領中、打続く旱魃に付き、雩(雨乞い祭)執行候えども、瑞雨これ無く、この上は、御上より零仰せつけられたき旨、人民より申し出で候に付、二、三日祈禱仰せつけらる。もつとも祈禱場所の処は、彼の表へ任せ差図に及び候処、二七日夕べ雷雨霽晴に付、先ずは見合せ候由。

日照り続きのとき、雨の降るように神仏に祈願することは、かなり古くから行われており、『日本書紀』の中に天武六年(六七八)ごろすでにその事例が記されているとのことである。

嘉永五年(一八五二)の「上分村役用記」にも雨乞いのことが書かれている。

此の節旱天続き、東西村々に、用水差しつかえ、難渋の趣き相達し候。もつとも村々にも雨乞い祈禱いたし候事御座候えども、上分村も、村上明神、並びに石岡社において雨乞祈禱仰せ付られ候間、此の旨相心得られ、実には有難き事にて、御趣意よく行き届く様、組下村々へ、入念申し通さるべく候。もつとも右、社参の儀には存せず候。その組々大庄屋惣代参詣致すべく候。組々大庄屋にてしかるべく候。かつまた御礼の儀、各まかり出候にてしかるべく候。以上

郡奉行所

六月七日己

大庄屋中

雨乞いは、火を焚いたり、鉦や太鼓をたたいたり、踊りをおどったりして、雨の神の気をひこうと、いろいろな試みをしている。今も山田井には、雨乞の歌や踊りが残っており、PTAや婦人会などが伝承している。

四 水争い

流量の少ない河川と、限られた溜池で、しかも降雨量の少ないこの地で農業、特に稲作しようとするには、水が大きな問題になる。

分水については、各村々の間で、協定を結び証文までとっていても、

上みて五寸の処へ仕り居り申すはず。もつとも未だ出来お申さず候。村々の水争いの中に政府の役人が入っていかなければ、収まりがつかないほど、水争いとは深刻なものであり、それだけにいかに水が不足していたかわかる。明治二年に解決がついて、分水石の寸法まできまっていたのに、明治五年の報告で、「もつとも未だ出来お申さず候」とあるところを見ると、表面的には解決したように見えても、裏面ではまだまだずぶりと続いていたのではないかとも思える。

慶応四年(一八六八)の下分村庄屋の「御用日記」に、上分村と下分村の水争いのことがでている。

七月十一日

飼谷池立の処、田出原井堰伺立くれ様 一同より願に付、郷廻り方嶋村記三郎様へ、老幸太郎より伺い見させ候処、明朝御見分の上御詮儀有るべきに付、村役人考えを以て、例の分水は先断置申すべきに付、役代差し遣す事。右につき場所へ持ち出しの中食、手当ての事。

十二日 天気

平田糧吉様御使番竹村直作殿、田出原井堰御見分の処、水分け遣し候儀は一切これ無き旨仰せ付けられ、なお平生、堰方取り計い申すべき段は、御詮儀を以て仰せ付けられ候旨御沙汰、上分庄屋へは尋ねに出候はば、右の趣申し聞かせおくとこの事

入作中元屋安兵衛宅を借り受け、御酒差上る。左の通り

重鯛(焼) 鱧(巻鶏卵) 鮎(宿主より茶漬平水豆) 海老(せんべい) 海川(たけ) 老(かんびょう)

有難き御沙汰、これ有り候事。庄屋兩年寄御供、喜一郎は直ちに御役所へ出

旱魃が続くと、そんな事を言っていられなくなる。雨乞いしても効果がないうような旱天が続くと、わずかな水を求めて、血で血を洗うような争いがある。

『上分史』には、延宝二年(一六七四)妻鳥村民と上分村民の間に水利権の争いのため衝突があり、流血の惨事があったことを伝えている。

明治五年(一八七二)の金川村の「惣改帳」にも金川村と三角寺村の水争いが書かれている。谷水の流れる途中に分水石を置き、等分に流れるようにしていた所、その石を打欠いて流量を変えたため、水争いがあった事を書いている。

一、志らし谷水 在内野繩へ掛り申し候

一、さかえ谷水は 東内野繩佐礼へ掛り申し候

此の水、往古は元御預り所三角寺村文珠より、一日一夜隔日に水とり来り申し候処、中古に至り、先方呑み水に指つかえ申すべく間、分水の儀頼み出、在来の石を切り平し、等分の分方仕り来り申し候処、嘉永五年(一八五二)右石打ち欠き、金川村へ落水相減におよび、彼れこれ指纏れ、三角寺村林次、金川村政右衛門、嚙に立入、先規の分水石を切繕い、水等分の落ち方相整い申し候。しかるところ慶応三卯四月文珠井手作りのみぎり、右分石の尻を打欠き、かつ口を切広げ、佐礼分へ水落ち方相減じ、相混り、明治二己五月兩御政府御立会、御見分の上、左の通り御定め下され候。

ただし場所がらに付、水は等分落ちに相成るはず。

佐礼に曲尺一尺令八分

水分寸法 文珠に曲尺一尺三寸三分

但し深さ各同寸を以て

右分水法、石に相刻む 雨来の分水処なり

勤。

十二日夜 上分村役代 田出原出来屋 正太郎
 本郷久保 梅吉
 右兩人返事聞きとりに参り候に付、水上流より透き水多くこれ有り候に付、分水一切出来申さず段、答え候処、一言半句もこれ無く引きとり、役場へ申し聞かすべしとの事、はなはだ気の毒の至り也。

十三日不正 上分より役代兩人参り、申出候間、不足論、よつて幾度御掛合
 いこれ有り候ても、分水整い難き旨申し帰す。

御陣屋、御礼成仕所へ出勤。

上分村枝郷田出原井堰、此度分水一切相ならず段は、不足論平生たりとも、
 きつと堰方取り計らい、下分村御田地養い方、取計い及ぶべき儀にこれ有り
 候。もつとも御一新の儀に付、かくのごとし。

右に付、上分村大いに混雑。毎夜集会の事。村方百姓大いに相歡こび、道
 路の傍に区々也。

時は明治維新で、川之江に土佐藩の役人が進駐して、旧天領の川之江
 村、下分村を治めている時である。下分村の庄屋は酒着のもてなしをし
 てちゃんと役人に取り入り、有利な判決をもらっている。

西条領の上分村役人代理が、すこすこと引きあげていくのを「はなは
 だ気の毒の至り也」と喜こんでいる様子がうかがえる。

上分村民が激昂して、かがり火をたいて集り、下分村民は襲撃に備え
 て、道路にたむろしている様子が、文中から察せられる。

それでも、日記のその後に記事が無い所を見ると、衝突はおこらず、
 どうやら収拾がついたらしい。

四 特産物の消長

耕作物の制限 元禄十年（一六九七）九月、川之江代官山本与惣左衛
 門の名で幕府の布告「御仕置条目」が、川之江村「大庄屋役用記」にの
 っている。

全文六四条で、衣服から暮し方、喧嘩口論、年貢、入会、庄屋の心得
 にいたるまで、こまごまと書かれており、今更ながら江戸時代の農民の
 暮らしは大変だったんだなあと思ひ知らされる。

その中には、分地制限令として知られているような「百姓持ち地、少
 分の高を、子供に分地仕るまじく候」というのもあるが、煙草耕作を制
 限している次のようなものがある。

一、田畑荒し置くべからず。永荒場、起返、切添又は新田畑これ有らば、
 早速申し出るべし。隠しおきて脇よりこれを訴う、庄屋年寄の落ち度たる
 べき事。

附、たばこ本田畑に作り候儀、停止の事。

年貢である米の生産を阻害することは、たとえ農民の利益になること
 でも、禁止や制限を加えていた。幕府は次のような作物の耕作制限を出
 している。

煙草——寛永一九年（一六四二）本田畑に栽培を禁止

木綿——寛永二〇年（一六四三）田につくることを禁止

菜種——寛永二〇年（一六四三）畑につくることを禁止

甘蔗——文政元年（一八一八）本田畑につくることを禁止

桑——元治元年（一八六四）田畑につくることを禁止

第二節 治 水

一 金生川の流域変更

(一) 昔、ここに川ありき

昔から、金生川は、しばしば氾濫して流域一帯に多大の損害を与えていた。とりわけ、川之江町はひどかった。町民は水害に呻吟し、歴代町長はその対策に苦慮した。特に昭和十二年、十三年と連続して大水害に見まれ、町民の不安は極に達し、町は付け替えを決議して国や県に陳情を繰り返した結果、昭和十五年七月に県営事業として工事は開始されることになった。しかし、戦雲急を告げる時局が到来して、工事は危殆に瀕した。ここに勤労奉仕が始まり老人や婦女子さらには学徒動員とくわえて食糧不足の下での血と汗を流す町民あげての作業がくりひろげられて、昭和二十二年に工事は完成した。今、金生川は付け替えられて三〇年を経過するが、水害のためには、まさしく、この工事こそは、地域に期待と発展をもたらした画期的な事業であった。ひたすら往時の英断と辛苦をしのび、その参加と連帯をたたえ、永久に語り継がれるべき一大事業であったことを伝えて、この記念碑を建立する。

昭和五十二年十一月三日

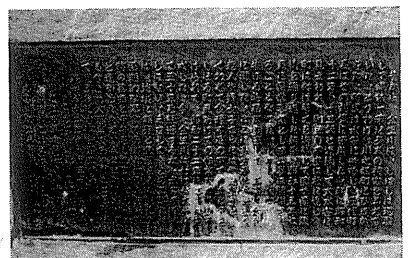
川之江市市長 石津 榮一

川之江市議会議長 佐藤 傳

題字 元川之江町長 井川 隆重



第36写真 金生川付け替記念碑

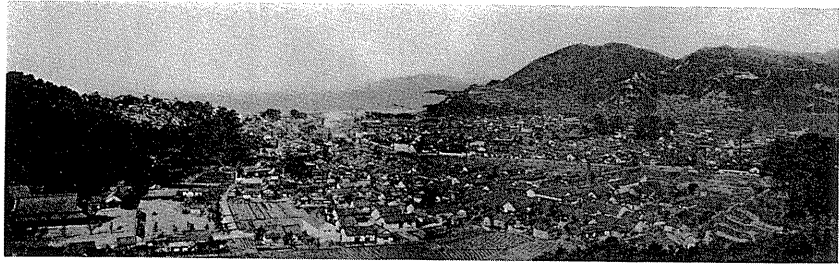


文書 川之江市職員 篠原 晃

川之江市民会館の前庭、築山を背景にして、金生川改修記念碑（文化財・碑の項参照）が改修前の川の流れを示す方向を向いて建立されている。この文は、その裏面に刻まれた碑文である。

阿波との国境にその源を発して、市の中心部を貫いて川之江町から内海にそそぐこの金生川は、往古から幾度か流路を水勢によって自然に変え、その度に沿線住民の悲喜交々の生活をともにしながら、永い歴史を今も川面に映しながら絶えることなく流れ続けている。

わたしたちの郷土川之江は、その名の示すようにこの金生川の恩恵に浴するところが多く、流路とともに町の歴史がはたまた盛衰が深く刻み込まれているともいえるのではなからうか。



第37写真 付替前の金生川が流れる川之江町の中心

山を治め、生活に利するように水を治めることの大切さは、今も昔も何ら変わるところではない。

この郷土の治水を語る上に、見落してはならない最大の事業は、下分、川之江など下流川筋住民が毎年のように襲われる洪水被害と不安を取除いた昭和の大改修、流路の変更いわゆる金生川の付け替工事である。

国道一一号が通過する現在の港通りが、付け替前の川筋にあたり旧河川敷の埋立てによって造られた道路であることを知る人が少なくなりつつある現在、記念碑の碑文にあるように、現今の発展の基礎を築かれた先人の偉業を語り継いでいきたい。

(二) 水害と金生川

金生川の水害については既に歴史編第三章第四節「天災と飢饉」を、同編第四章第六節「金生川の水害と改修工事」について述べてあり、こゝうした水害の主たる原因として、

- (1) 第一は、川之江町内での川幅が狭いことである。上流に比し下流の川幅が非常に狭く、殊のほか中央部の大師橋付近は三〇メートル位で上流の半分程しかない。大師橋から下の河口付近は八〇メートル―一〇〇メートルあり、又町内でも元の川之江橋付近は五〇―六〇メートルになっている状況で、ちょうど瓢箪のように中で大きくくびれているので、短時間の集中豪雨でも大師橋から上手はすぐ満水し氾濫する。大師橋は一番狭い所にかかれていたから、大洪水のたびに落ちて河水の堰止めになっていた。
- (2) 堤防が古く、完全な所はほとんどない上危険な状態であったことである。兩岸ともに昔ついた石積みそのまま、すべて空積みになっており、勾配が急で石積みになるのが生じ、左岸には土台木の現われている箇所もあり、危険箇所が多かった。
- (3) 堤防上に人家が多く、嵩上げ工事ができない。川床が年々土砂の堆積で上昇し、堤防が自然に低くなりつつある状態にありながら、嵩上げができないために大水が堤防を越える。
- (4) 堤防は高く幅が狭いので決壊しやすい。昔の石積みは屏風を立てたように直立し、高さが高い割に幅が狭いので決壊しやすいのみならず内側へ浸透する。
- (5) 馬場町鉄橋際の踏み切りから花園山の間に激しく浸透する所があり、工事をしてもなかなか止まらなかった。この箇所は、堤防の決壊はなかったが、昔から二重堤防になっていたのを考えると、浸透を防ぐためでなかったかと思う。この箇所は大昔に川の付け替えをした所で、地下水は昔の川底を通っていることも考えられる。

以上のような原因からして、川之江の水害は堤防の修繕や姑息な手段では到底根本的に防止することができないものであるところから、多年付け替を熱望してきたのである。

(三) 金生川改修工事(『金生川改修史』による)
川之江市長石津榮一の『金生川改修史』序文の中に

この金生川の付け替え工事は、まさしく世紀の事業といへば、これ程地域の人の連帯と参加を求め、地域を一変させ、地域に発展と繁栄をもたらせた例がありません。名にしよう一大事業として燦然と歴史に残るものであります。それだけに先人の苦心にはなみなみならぬものを知ることができるところです。これ程大がかりな都市基盤整備事業が、土木技術一般の進歩がそれ程果たされていなかった時代、しかも戦前、戦中、戦後と、きわめて悪条件の多い困難な時代を通して完成させたという事実は、まさに驚異といへべきです。

考えますと、この付け替え工事は、無数の人たちの身心を凝した結果による一大事業でありましたが、ここに町の命運をかけ、町民を統率して、初めから終わりまでその任を全うしてひるまない偉大な指導者がおられました。時の川之江町長井川隆重さんその人です。

という記事がある。

当時、金生川は国の河川法による中小河川指定外にあり、災害復旧の補助金はあっても、付け替えの改良工事をするなど経費獲得の見通しがほとんど不可能の状態であった。それが川之江町長井川隆重を中心とする当事者の熱意と県・国の一部の理解者の協力によって、思いもよらぬ国の補助金の交付を得て、昭和十四年六月県直営工事として施行が決定し、翌昭和十五年七月十日県と金生川改修期成同盟会の共催で起工式が挙行された。

1 金生川工事概要(愛媛県『金生川改修計画書』写)

緒言

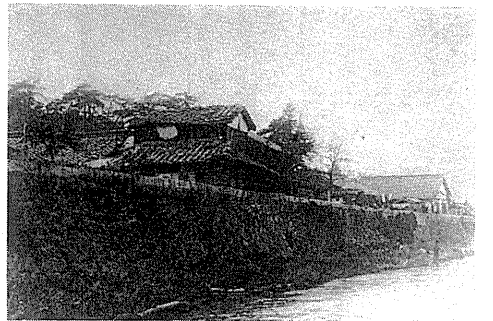
金生川は、水源を豫阿国境嶺目峠に発し、流域中央部稍々南寄りを西流曲多く、川床は岩盤を露出す。下川川分流点以下豫讃線鉄道橋迄約五キロメートルは概して川幅六〇メートルを有し、勾配一七〇分の二前後にして上流より流出せる砂礫を堆積す。川之江町市街地に入りて後は川幅約四〇メートル、勾配三〇〇分の二以下にして高水の疎通不充分にして出水時中流部溢流の因をなす。

流域は面積五八・二平方キロメートル、其形状円形をなし、南端は四国脊梁山脈東西に走り、本流と下川川を分つ北部は標高小なる山地群立し、平野は西部に一部存するのみなり。地質は花崗岩及び緑泥片岩よりなり、林相は針闊両樹繁り中等なり。

流域付近雨量は、下流部三島観測所(観測開始明治三四年)に於ける最大日雨量は過去三〇ヶ年に於いては大正九年八月十五日の二一〇ミリ、過去一八ヶ年に於いては昭和九年九月二十日に於ける二〇〇ミリとす。上流地域新宮観測所は昭和七年より観測せるものにして、流域内雨量分布を審らかにするを得ざれども、月雨量分布線は夏季(八・九月)本地方に於いて東北東より西南西即ち山梁に並行に走り、南側雨量大なり。

出水時の被害

本川の出水被害は、主として豪雨に起因するものにして、水源の山地急斜面にして流路亦急勾配なるため、降雨あれば忽ち出水して、加うるに流路の屈曲と河積狭小なるため随所に被害を蒙るものにして、最近に於ける水害は大正元年の出水最も大にして、氾濫区域は川滝、金田、上分、金生、川之江、妻鳥の数ヶ町村に及び甚大なる被害を与えたり。次いで昭和九年、十二年、十三年の水害も其の惨害甚しく、最近一〇ヶ年間に於ける水害損失額は一ヶ年平均一三三、六〇八円、河川費三五、七一六円に達し、氾濫区域面積三七四ヘクタール、被害耕地面積一八〇ヘクタール、浸水家屋二、八六一戸に及び、其の被害甚大なるものあり。



第38写真 旧金生川鉄砲町附近(昭和5年頃)

メートル、勾配三〇〇分の二以下にして高水の疎通不充分にて、出水時中流部溢水の因をなす。又本川水源は山地急傾斜面にして、一度降雨を見るや忽ち出水して随所に被害を蒙ること屢々にして、最近一〇ヶ年間に於ける一ヶ年平均水害損失額一三三、六〇八円、河川費三五、七一六円に達す。

沿岸民本川の改修を熱望せること切なるものあり。政府亦其必要を認め、昭和十四年度災害土木助成工事として工費三三五、〇九七円を以て、昭和十四年度より昭和十七年度に至る四か年継続事業として県直営を以て改修工事を施行することなれり。

流路及び流域

本川流路延長一三・四キロメートルにして水源より下流合流点に至る間六

改修計画

本改修工事施工区域は、宇摩郡上分町字下河原以下海に至る延長三、二五〇メートルの区間なり、計画高水量は三島観測所に於ける過去一八年間の最大日雨量昭和九年九月二十日の二〇〇ミリを採り、流域内の地勢林相等を参酌して、金生村字河原田右支流山田井川合流点上流を毎秒三三〇立方メートル以下を毎秒三五五立方メートルと決定し、計画高水位は大体既往最高水位を標準とし、勾配一四七分の一乃至二五〇分の一とす。

改修起点上分町字下河原以下に於いて、災害箇所は本計画に倣い是を復旧し、川幅の狭狹部は引堤をなし、河積を拡大すると同時に湾曲を是正し、又旧堤防拡大嵩上げと共に興堤箇所には新堤防を設け、河積不足せる部分は掘鑿を施して洪水を快疎せしめ、水流の激衝する処ある部分護岸、小制、床固工を施工して堤防河岸の安全を期するものとする。又川之江町地先は市街地中樞を貫流し、河幅狭小にして河積不足し、出水時中流部溢水の因をなすを以て予讃線鉄道橋地点に於いて下流河川を付替え、川之江町字井地海岸迄川幅四八メートル乃至五四メートル延長一・二キロの新川を開鑿し、高水の快疎を計らんとす。改修堤防は天福三メートル乃至四メートル、表法二割、裏法一割五分とし、天端余裕高は計画高水位上一・二メートル乃至一・五メートルとす。改修に伴なう付帯工事は道路橋の新設補足並びに樋管の新設改築其の他道路及び用悪水路の付替え改築等なり。

改修の効果

本改修竣工の時は、従来惨状を極めたる氾濫区域内の水害を除去し災害復旧費及び耕地地其の他諸損耗に基づく多額の水害損失を免るるは固より、且本地区は昔日より本邦屈指の製紙業地、又香川、徳島、高知三県の交通の要路にあり、地方産業の股脈を極むるのみならず指定港湾川之江港は改築成り、沿岸及び本州地との海路交通の要衝にあるを以て、本改修により水害絶

滅し交通絶の憂いを根絶せば、其の利益計り知れざるものあり。亦河川は河床高く、沿川家屋は低地にあるを以て、氾濫の際濁流水数日停滞し、保健衛生上憂うべき状態にありたるも、是等憂いは全く除かれ其の効果甚大なるものたるべし。

工事施行年度表

項目	総工費	昭和十四年度	昭和十五年	昭和十六年度	昭和十七年度
一、河川改良費	三、五〇〇,〇〇〇円	四、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円
(一) 災害助成費	一、八〇〇,〇〇〇円	四、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円
(二) 県単独工事費	一、七〇〇,〇〇〇円	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円
二、災害復旧費	一、七〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	—
(一) 国庫災害復旧費	一、七〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	—
(二) 県費追加災害復旧費	—	—	—	—	—
合 計	三、五〇〇,〇〇〇円	七、〇〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	五、〇〇〇,〇〇〇円

2 工事施工と勤労奉仕

金生川改修工事は、最初の計画より一年遅れて昭和十五年七月に着手された。この工事中最も主なもの、橋ヶ岡と瓢箪山の中間鞍部を掘り割り、その土を運搬して新しい堤防を築くことであった。

現今のように機械力があれば掘鑿にしても運搬にしても容易に施行することができたであろうが、当時はまだ土工用の機械は何一つなく、すべて人力や馬力に頼るよりほかに、その上戦時中のことで資材や人手も少なく、食糧も欠乏の状態、最も悪条件の中で土砂を掘り取り、多量の土砂を遠方に運搬することは、如何に困難であり苦しかったかは想像



第39写真 昭和18年7月金生川改修工事勤労奉仕
青年学校生徒 大江海岸

た。このようだから、工事ははかばかしく進捗しなかったことはいまでもない。

戦争はしだいに拡大して激しくなり、兵役に関係ある者はつぎつぎと召集されて戦地に赴き、兵役に関係のない若者は男女を問わず軍需工場や鉱山に徴用となり、また学生は学徒動員、徴用あるいは、予科練を志願する者もあつたりして、銃後に残つて働く者はほとんどが老人や婦女子で輓馬までもが徴発されて一頭もいなくなった。

はたせるかな改修事務所の直営工事は一歩も進まなくなり、窮余の一策として県から正式に他の勤労奉仕と同様に地元民の勤労奉仕を町へ申し込んできた。

町は、町常会(町議会議員・町内会長・学校長を以て組織)を開いて協議の結果、拳町一致の体勢で県に協力することになった。川之江町内二一の町内会は毎日一町内会ずつ交替で各戸一人あて出て勤労奉仕をすることを決め、これを受けて町民も亦未だ曾てない一大決意をもって勤労奉仕に応じた。早速井地町から始めることになり町内会長が先頭に立つて多数出動した。しかし、出動した者のほとんどは男子の老人や婦女子であり、女子はモンベ姿で土掘りや運搬等全く不馴れの重労働に従事した。また他町村からも各種の勤労報国隊・産業報国隊・勤労奉仕隊・郡内三中学校その他近隣町村の一般の人々等、多数の人たちの出動応援があった。

昭和十六年十二月、太平洋戦争が勃発し、戦局がますます熾烈となり、勤労奉仕も作戦道路や弾薬資材等の格納用防空壕の構築等軍用作業にしばられ、金生川工事には他町村からの応援はしだいになくなり、川之江町民だけで継続しなければならぬ状態となった。

昭和二十年四月、米軍沖繩島占拠、敵軍は高知に上陸し本土決戦が近づいたとして、町内会出動の勤労奉仕は打ち切り、後は極めて少数の人が自発的に出動を継続していたが、終戦と共に工事は中止となった。

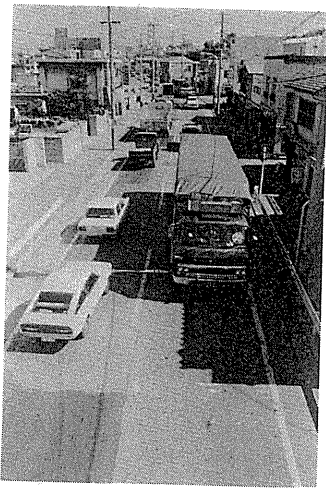
終戦後、これまでの工事出来高は約九〇パーセントぐらいいつたので、県は残工事を入札に付し、二十一年度完成の予定であったが、九月台風の襲来を受けて竣工が一年遅れ、最後は川之江土建産株式会社

が請負い翌二十二年の春ようやく完成を見るに至った。工事は当初計画予算の二倍以上となり、現在の設計単価によって計算すれば莫大な工事費となる大工事であった。

3 金生川改修(付替工事)の効果

金生川改修を計画した当時は水害防止が唯一の目的であつて、工事が完成して水が新河川を流れるようになってから、この目的は達せられて爾来三十有余年集中豪雨や長雨があつても洪水による被害は全く無かつた。しかもこの主目的以外次のような効果を生むに至つた。

- (1) 国道一一号の竣工
 - (2) 港通商店街の新設
 - (3) 河口港湾の浚渫修築
 - (4) 井地山隧道の掘鑿と新川之江橋の架設
- という川之江の面目を一新する事業の基盤づくりともなったのである。



第40写真 現在の港通り国道11号